

【概要】石岡市高齢福祉施設個別施設計画

■基本的な考え方

- ・ふれあいの里石岡ひまわりの館、地域包括支援センター、特別養護老人ホームのぞみは存続する。

ふれあいの里石岡ひまわりの館は、本市における高齢者、障害者等の福祉事業の効果的運営と組織的活動を推進し、市民の健康増進、娯楽、教養のための便宜を供与するため設置されており（石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館条例（平成17年条例第100号））、館内に地域包括支援センターを置き、高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援しています。

また、同一敷地内には特別養護老人ホームのぞみが日常生活で常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な老人を擁護し、もって老人福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項の規定に基づき設置されている。

当市では高齢福祉施設について、高齢者福祉の情報発信基地、健康、生きがい、交流の拠点施設として長寿命化を図りながら、公共施設として存続する。

- ・農村高齢者センターについては、八郷総合支所有効活用に伴い移転を協議する。（協議中）

農村高齢者センターは、農村高齢者の技術と経験を活かし、地域社会との交流及び健康の増進を図り、老後生活を健全で豊かなものとする社交の場を確立することを目的として設置されているが（石岡市農村高齢者センター条例（平成18年条例第38号））、八郷総合支所の空きスペースの有効活用事業により、上記目的だけでなく、多機能施設におけるコミュニケーション創出施設としての役割を担うため、移転する。

1. 対象施設

名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造 (主たる建物)	複合・ 併設施設	備考
					障害福祉施設	
1 ふれあいの里石岡ひまわりの館	大砂10527番地6	5,145.72	平成11	RC造	●	
2 地域包括支援センター	大砂10527番地6	194.80	平成11	RC造	●	ひまわりの館と複合
3 農村高齢者センター	柿岡2155番地	610.00	昭和63	S造		
4 特別養護老人ホームのぞみ	大砂10527番地6	2,098.00	平成12	S造		
合計		8,048.52				

2. 計画期間

2020年度から2029年度までの10年間。

3. 対策の優先順位の考え方



優先順位① 高齢者福祉施設として、利用者が安全、安心に施設を利用できるよう施設、設備の安全確保を最優先する。

優先順位② 施設の機能を維持していくための老朽化対策。

4. 個別施設の状態等

安全性：ふれあいの里石岡ひまわりの館は新耐震基準施設のため、耐震安全性は確保されている。

5. 対策内容と実施時期

名称／年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
1 ふれあいの里石岡 ひまわりの館			中規模修繕							
2 地域包括支援センター			中規模修繕							
3 農村高齢者センター	 八郷総合支所有効活用事業により八郷総合支所に移転予定。									
4 特別養護老人ホームのぞみ	 平成 29 年度に防水改修工事を行ったので当面修繕の予定はない。									

6. 対策費用

更新単価（施設単価＝72 千円）×施設面積（5,878.48 m²） ≒ 423,251 千円

※「石岡市公共施設白書」のコスト試算で用いた地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの共通試算条件の更新単価（大規模改修費用の単価）及び計算式（下記参照）を使用した10年間の更新費用。ただし、健全化調査や設計費用等は含まない。

7. 今後の対応方針

- ・高齢者福祉施設として運営していくための、利用者の安全・安心を確保する。
- ・公共と民間の役割を明確にしながら、将来のニーズをとらえ、今後の高齢者福祉サービスのあり方を継続的に検討する。

今後の対応上の課題

- ・「農村高齢者センター」の移転については、八郷総合支所有効活用事業における支所複合化の協議の結果によっては計画の変更もありえる。